

内閣参質一二二第一号

平成三年十二月三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員久保田真苗君提出一九四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に追加される国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)及び非国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員久保田真苗君提出一九四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に追加され

る国際武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書(第一追加議定書)及び非国際武力紛

争の犠牲者の保護に関する議定書(第二追加議定書)に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の二つの議定書は、戦争犠牲者の保護、戦闘手段の規制、これらの義務の履行の確保等につき詳細に規定するものであり、全体として見れば、一定の意義を有していると考ええる。

他方、これらの議定書には、文民と戦闘員の識別が必ずしも明確に行われていない等の問題点が存在することも否定し得ず、締約国数は徐々に増加しつつあるが、主要国を含め未締結の国も多数ある。

政府は、かかる事情を踏まえ、これらの議定書の締結については、各国の動向をも見極めつ

つ  
慎重に検討していく所存である。